

## 令和5年度予算編成に関する基本方針

新型コロナウイルス感染症は、2月初旬をピークに感染者数が減少傾向となったが、7月に入り新たな変異株によって感染が急拡大している。重症化する割合は以前と比べ低下しているものの、令和2年1月に国内で最初の感染者が確認されて以降、この間、感染拡大と収束が繰り返されており出口が見通せず、依然として警戒を緩めることはできない。

また、ロシアによるウクライナ侵攻などの影響に伴う資源価格・物価上昇は、区民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしており、こうした状況は当面継続することが想定される。そのため、原油価格・物価高騰等に直面する区民や区内事業者等の実態を十分に把握し、時宜に適った支援策を講じていく必要がある。

一方、わが国の景気の先行きについては、「経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待されるものの、世界的な金融引き締め等を背景とした海外景気の下振れが景気を下押しするリスクや物価上昇による家計・企業への影響等に十分注意する必要がある」とされており、今後の経済動向は楽観視できない状況である。

令和5年度は、基本構想及び総合計画、実行計画等の2年目にあたる年であり、総合計画に掲げる目標を達成するため、計画に掲げる各事業を着実に推進することが求められる。併せて、社会経済環境やその後の事情の変化に加え、新区長の就任に伴い速やかな対応を要する内容等について計画の修正を行うことにより、区民サービスの一層の向上に取り組む必要がある。このため、厳しい財政状況を踏まえつつ、各部門が創意と主体性を十分に発揮するとともに、区民ニーズや生活実態等を的確に把握したうえで、優先順位や緊急性、実現可能性などという観点から、事務事業の見直しを行うことによる歳出削減に加え、歳入の確保にも意を用いていく必要がある。

以上の点を踏まえ、令和5年度の予算編成は、以下の方針に基づき行うものとする。

### 記

#### 1 全般的事項

##### (1) 区民生活の実態の把握

社会環境や区民ニーズの変化を的確に捉え、区民生活の実態や地域の実情を様々な機会を通じて十分に把握したうえで、時宜を逸することなく必要な施策展開を図ること。

## (2) 総合計画等の修正

総合計画・実行計画・区政経営改革推進計画・協働推進計画・デジタル化推進計画・区立施設再編整備計画（以下「計画」という。）については、「杉並区総合計画等の修正に関する方針」（令和4年8月23日付け企画課通知）に掲げられているとおり、計画策定後の社会経済環境や事情の変化、新区長の就任に伴い早期に対応を要する内容等に基づく修正を行うこととしている。新年度予算の計画経費については、この修正内容を盛り込み、必要な経費を確実に見積もること。

修正による歳出増を伴う場合には、スクラップ・アンド・ビルドの視点で取組全体を見直すことを徹底すること。

なお、デジタル化推進基本方針等に基づき、デジタル技術の活用について積極的に検討を行い、区民サービスの向上、業務の効率化に努めること。

## (3) 協働の推進等

区民や関係団体等からの意見や要望、提案等を積極的に聴取し、地域の様々な課題や区民等のニーズを的確に把握するとともに、協働推進基本方針等に基づき、地域の課題解決に向けて、区民や事業者等、多様な主体の知恵や創意が活かせる幅広い協働の取組を推進すること。

## (4) 経費の精査・見直し

既定事業を含む全事業について、行政評価の活用等により、徹底的に経費の精査を行い、事業の必要性や有益性等を再確認するとともに、必ず事業の見直し・廃止・整理統合・縮小を検討すること。見積もりに当たっては、事業の実施時期や実施方法についても精査を行い、経費縮減を図ること。なお、前年度、査定の結果により予算措置されなかった事業等については、特段の事情がない限り再度の要求を行わないものとする。

## (5) 事業のスクラップ・アンド・ビルド

実行計画外の新規事業についてやむを得ず予算計上する場合は、その財源を確保した上で必要な経費を見積もるとともに、必ず既定事業の見直し（廃止・縮小）を行い、見直しを行った既定事業について資料を提出すること。課内での財源確保が困難な場合は、部内において調整すること。

## (6) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症対策は引き続き最優先で取り組むべき課題である。ただし、現時点において来年度の状況について予見することは難しいため、補正予算での対応となる事業も想定されるが、各所管において、事業の性格等を考慮のうえ、必要と見込まれる経費について適切に見積もること。なお、今後の感染状況等により必要な調整を行うこともある旨念頭に置くこと。また、ウィズコロナ・アフターコロナに向けた対応については諸状況を注視し、必要な経費を見積もること。

## (7) 国・都の動向等の注視

国・都の施策の動向や社会の動向に細心の注意を払い、常に先を見据え、事業の検討を行った上で、必要な経費を見積もること。

## (8) 特別会計

特別会計については、設置の趣旨に基づき編成すること。特に、一般会計との均衡を失しないよう十分配慮し、合理的基準により経費を算出するとともに、収入の確保に最大限努めること。

## (9) 管理職の関与

管理職員は、現下の財政状況を踏まえ、予算編成に関して職員への適切な指示を行い、各所管の見積もり内容を把握すること。

## (10) 予算編成過程の公表等

区財政の理解は、区政への区民参加の前提となるものであり、予算編成過程の公表については内容の充実を図ること。併せて、区HP等を通じて、財政の仕組みや財政状況について、幅広くわかりやすい情報発信に取り組むこと。

## (11) 参加型予算

予算編成に区民が直接関与する仕組みである「参加型予算」の導入に向けて検討すること。

## 2 歳出

### (1) 経常的・定例的経費の削減

経常的事務費や需用費、備品購入費等については、一層のコスト削減の必要があることから、施設の新設等にあたっては安易に新規購入経費を見積もるのではなく、部門間での再利用や適切な在庫管理等により充足できるよう努め、新規購入が必要な場合でも必要最小限となるよう見積もること。委託料についても、従前とは異なる事業者から見積もりを徴取するほか、改めて、委託内容や範囲等を精査するなど、経費削減に努めること。

### (2) 公共工事に係る建設経費

区が発注する公共工事の経費については、その必要性、優先度を十分に考慮した上で見積もること。また、施設の改築等を行う場合は、用地の有効活用という視点に加え、将来の利活用等も見据えて、真に必要な規模や内容となっているか等について精査する必要がある。事業の構想・設計の段階で十分な精査を行い、ライフサイクルコストの縮減にもつながるように努めること。なお、施設の改修については、単に年次修繕計画に基づき計上するのではなく、将来にわたって長く使い続けることができるように、個別に施設の老朽度、劣化度を判断したうえで、必要な経費を見積もること。

### (3) 補助金の見直し

補助金の原資は区民の税金であり、交付状況やその用途、補助金を交付することによる効果や必要性についても、区民への説明責任を果たせるものでなくてはならない。各所管において補助金検証・評価シートを活用した見直しに取り組んでいるところであるが、事業の効果検証等が十分ではないと判断される事業については、原則、予算配当は行わない。また、原則として補助金の新設や増額については認めない。特段の必要性が生じた場合には、既存の補助事業からの振替を原則とする。

なお、補助金交付事務については、申請受付、交付決定、完了報告など事務手続きの各段階において、要綱等の規定や基準に適合しているかを確認するなど、改めて、事務の適正執行について徹底すること。

#### (4) 人件費の縮減

業務におけるデジタル技術の活用を図るなど、業務執行方法の見直しを図るとともに、一時的に事業の集中等の影響から人員に不足が生じる場合には、仕事の仕組みや進め方、事業の統合などを適時適切に行い、柔軟かつ弾力的な組織運営を行うこと。併せて、長時間労働の是正という働き方改革の推進の考え方にに基づき、職員のワークライフバランスと健康管理の充実を図るとともに、効果的・効率的な事務執行による、超過勤務の更なる縮減を通じて、人件費の抑制に努めること。

### 3 歳入

#### (1) 特別区税

特別区税については、経済情勢や区民所得の動向、ふるさと納税による影響額や過去における決算の状況、さらには、税制改正の動向等も踏まえた詳細な検討を行い、国や都の状況等を踏まえ、可能な限りの収入を見積もること。

また、財源の確保と負担の公平性の確保の観点からも滞納整理の一層の促進など区税等の収納率の向上に向けた取組を強化し、最大限の歳入の確保に努めること。

#### (2) 税外収入

保険料、使用料等、税外収入の収入未済対策を強化し、収納率の向上を図ること。特に、保険料等定期的に徴収するものについては、口座振替への勧奨を徹底するなど、滞納の未然防止に努めること。

各種の情報媒体については、民間事業者の広告掲載を積極的に行い、広告収入の確保や経費の削減に努めるほか、民間事業者と連携した事業実施により収入確保を図るなど、税外収入の拡大に取り組むこと。

#### (3) 区立施設の使用料

区立施設の使用料については、令和4年度に令和3年度の決算数値による検証を行うこととしているが、この検証に合わせて、今回は周辺自治体との均衡等も考慮のうえ検討を行うこととする。なお、施設の有効活用や歳入確保の観点から、施設利用者の意見等を参考に、施設の利用率向上に向けた検討を行い、区民の利便性の向上など改善に取り組むこと。

#### (4) 国・都支出金

国・都支出金については、国等における制度改正や予算編成の動向を十分注視し、新たなメニューの把握に努めるとともに、他自治体での活用状況を調査し参考にするほか、補助制度に合わせて事業を見直すなど、あらゆる手段で獲得可能な特定財源の積極的な確保に努めること。

### 4 その他

予算の見積もりについては、財務会計システムによることとし、見積方法等の事務処理については、別途通知するので遺漏のないよう留意すること。